

○那覇市請負工事監督規程

平成6年8月1日

訓令第5号

改正 平成17年 3月31日訓令第5号

平成19年 3月30日訓令第4号

平成21年 3月16日訓令第1号

平成26年12月26日訓令第18号

平成28年 1月25日訓令第1号

那覇市請負工事監督規程(1970年那覇市訓令第3号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 書類及び帳簿(第8条—第14条)

第3章 工事の監督(第15条—第24条)

第4章 諸手続(第25—32条)

第5章 工事完成後の処置(第33条—第36条)

第6章 監督業務の委託(第37条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市における請負工事(以下「工事」という。)の適正かつ円滑な実施を図るため、工事の監督について別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(監督員)

第2条 工事の適正かつ円滑な実施を図るため、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第48条の監督員(以下「監督員」という。)を次のとおり定める。

(1) 主任現場監督員

(2) 現場監督員

2 主任現場監督員は、当該工事を所掌する課又は所(以下「主管課」という。)の工事施工監理事務を所掌するグループのグループリーダー又は主査とし、現場監督員は、当該グループリーダー又は主査の指名に基づき主管課の長又は副参事(以下「主管課長等」という。)が命ずる。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、別段の措置をとることができる。

(監督員の職務)

第3条 主任現場監督員は、主管課長等の命を受け現場監督員を指揮し、工事施工上及び技術上の指導監督を行う。

2 現場監督員は、主任現場監督員の指示を受け工事施工上及び技術上の指導監督に従事する。

(工事の把握)

第4条 監督員は、設計書、契約書、図面、仕様書及び関係法規を十分理解するとともに、常に受注者又は現場代理人(以下単に「受注者」という。)の状況及び工事現場の実態を把握し、工事が完全に施工されるよう指導監督しなければならない。

(厳正の保持)

第5条 監督員は、受注者その他利害関係者に対しては、特に厳正な態度で臨まなければならない。

(一般的注意)

第6条 監督員は、常に工事関係機関及び地元住民との関係に留意し、紛争等の起こらないよう配慮しなければならない。

(監督員の交替)

第7条 監督員が交替するときは、第9条に規定する書類、帳簿及びその他工事に関する事項を引き継ぎ、主管課長等に届けなければならない。

## 第2章 書類及び帳簿

(書類等の整理)

第8条 監督員は、受注者から提出された書類及び自己の提出する報告書、上申書等を保管し、常にその経過を明らかにしておかななければならない。

(備付書類及び帳簿等)

第9条 監督員は、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。

- (1) 工事請負契約書
- (2) 設計図書
- (3) 仕様書
- (4) 現場説明書
- (5) 工事工程表及び工事实施工程表
- (6) 気象表
- (7) 工事打合せに関する書類
- (8) 工事監督日誌
- (9) 月報に関する書類
- (10) 工事日誌
- (11) 材料検査に関する書類
- (12) 工事写真
- (13) 貸与品及び支給品に関する書類その他の必要な書類又は簿冊

2 前項の設計図書は、事務処理のために閲覧を必要とする職員以外の者には閲覧させてはならない。

(工事打合せに関する記録)

第10条 監督員は、受注者に対し重要な指示を与え若しくは受注者の疑義に答えたとき又は現場打合せをしたときは、その要旨を工事打合せ簿(第1号様式)に記入しておかななければならない。

(監督日誌)

第11条 監督員は、工事現場に臨んだ際には、厳正に監督し工事監督日誌(第2号様式)に必要な事項を記録し、これを主管課長等の閲覧に供しなければならない。

(工事日誌)

第12条 監督員は、施工状況を把握し、及び工事の適正な監督を図るため、受注者から工事日誌その他必要な書類を提出させるものとする。

(材料検査記録)

第13条 監督員は、現場に搬入された材料について試験又は検査を実施したときは、材料検査表(第3号様式)にその結果を記録しておかなければならない。

(貸与品及び支給材料)

第14条 監督員は、貸与品又は支給材料がある場合は、受注者の立会いを求め検査して引き渡し、その都度借用書又は受領書を徴し、常に貸与品又は支給材料の状況を明らかにしておかなければならない。

### 第3章 工事の監督

(通則)

第15条 監督員は、工事現場に臨み、工事が適正かつ円滑に行われるよう施工に立ち会い、厳正に工事を監督しなければならない。

(搬入材料の取扱い)

第16条 監督員は、工事に使用する材料について使用前に品質、規格、数量等を検査させ又は自ら検査し、合格した材料には、押印、仕分けその他の方法により、合格の材料と検査未済又は不合格の材料とを明らかに区分する処置をとらせ、不合格の材料については遅滞なく工事現場から搬出させなければならない。

(細部設計図及び原寸図)

第17条 監督員は、必要があると認めるときは、受注者に施工上必要な細部設計図若しくは原寸図を準備させこれを検査し、又はこれらの図面を作成して受注者に交付し、必要な指示を与えなければならない。この場合において、重要なものについては、あらかじめ主管課長等の承認を受けなければならない。

(工事の促進)

第18条 監督員は、常に工事の進行状況に注意し、計画工程と実施工程の照合を行い、工事が計画工程より著しく遅れているとき、又はそのおそれがあるときは、受注者に対し厳重に警告するとともに、その対策について意見を付して主管課長等にこれを報告しなければならない。

2 監督員は、天災その他の事故によって工事の進行が妨げられているとき又はそのおそれがあるときは、その状況を調査し、速やかにその対策について意見を付して主管課長等にこれを報告しなければならない。

(工事の立会い)

第19条 監督員は、契約書、図面若しくは仕様書に立会いを要すると定められた材料の調合又は水中若しくは地下に埋没する部分の工事その他完成後外面からその出来形の適否を確認することができないものについては、その施工に立ち会わなければならない。ただし、やむを得ない理由により立会いができないときは、その都度受注者に対し見本検査又は写真撮影その他適宜の方法を指示し、その成果により材料の調合又は出来形の適否を確認しておかなければならない。

(破壊検査)

第20条 監督員は、受注者が工事立会いの要求をしないで又は監督員の指示等に反して前条に規定する工事を施工したときは、破壊検査等により施工の適否を検査しなければならない。この場合において、重要なものについては、主管課長等の指示を受けなければならない。

(改造命令)

第21条 監督員は、工事の施工が図面及び仕様書に適合しないと認めるときは、受注者に対して改造を命じ、図面及び仕様書に適合した工事を実施させなければならない。この場合においては、その旨を主管課長等に報告しなければならない。

(緊急処置)

第22条 監督員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ず受注者に対して臨機の処置をとらせる必要があるときは、その処置をさせ、その経過を速やかに主管課長等に報告しなければならない。

2 監督員は、災害防止上受注者が独自でとった処置について、その通知を受けたときは、意見を付して主管課長等にこれを報告しなければならない。

(図面及び仕様書と現場の不一致等)

第23条 監督員は、次の各号のいずれかに該当する場合において、軽微かつ明らかに判定がつくときはその処置について指示を与え、それ以外のときは主管課長等の指示を受けなければならない。

- (1) 設計図面及び仕様書に明示されていない部分がある場合
- (2) 設計図面と仕様書が相互に符合しない部分がある場合
- (3) 設計図面と現場の状態が一致しない部分がある場合
- (4) 設計図面又は仕様書に誤り又は脱漏がある場合
- (5) 地盤につき予期することのできない状態を発見した場合
- (6) 受注者から協議を受けた場合

2 監督員は、前項の主管課長等の指示に基づき受注者に指示した事項については、その経過を主管課長等に報告しなければならない。

(工事の変更及び中止等)

第24条 監督員は、工事内容を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めるときは、速やかに理由を付してこれを主管課長等に報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督員は、工事内容を変更し、又は工事を一時中止し、若しくは打ち切る場合は、受注者に対しこれを書面により通知し、受領印を受けなければならない。

#### 第4章 諸手続

(工事の一部委任等)

第25条 監督員は、受注者から第三者を指定して工事の一部を委任すること又は下請負に付することについての通知書を受領したときは、適否の意見を付して主管課長等にこれを報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督員は、受注者が通知をしないで工事の一部を第三者に委任し、若しくは下請負に付して工事を着工したとき、又は受任者若しくは下請負者が工事施工上著しく不相当と認めるときは、理由を付してこれを主管課長

等に報告し、その指示を受けなければならない。

(現場代理人等)

第26条 監督員は、受注者から現場代理人及び主任技術者等の届けを受けたときは、その適否を審査し主管課長等にこれを報告しなければならない。

2 監督員は、現場代理人又は主任技術者等若しくは作業員が著しく工事の施工に不相当と認めるときは、その取扱いについて、理由を付して主管課長等に報告しなければならない。

(解体材及び発生品)

第27条 監督員は、工事施工に伴う解体材又は発生品が生じたときは、受注者からその内容を明らかにした調書とともに引継ぎを受け、その処置について主管課長等に報告し、その指示を受けなければならない。

(障害物)

第28条 監督員は、工事施工に支障ある物件等を発見したときは、関係機関及び関係者に連絡し、事前に適正な処置をとらなければならない。

(工事目的物の損害等)

第29条 監督員は、工事目的物の引渡しを受ける前に工事目的物若しくは工事材料について損害があったときその他工事の施工に関して損害を生じたとき、又は工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、遅滞なくその事実を調査し、意見を付して主管課長等にこれを報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督員は、天災その他やむを得ない理由によって工事の既済部分(工事現場に搬入した検査済みの工事材料、仮設物及び建設機械器具を含む。)に損害を生じたときは、実情を詳細に調査し、意見を付して主管課長等にこれを報告し、その指示を受けなければならない。

(契約解除の申出)

第30条 監督員は、受注者から契約解除の申出を受けたときは、速やかに意見を付して主管課長等にこれを報告し、その指示を受けなければならない。

(工期の延長)

第31条 監督員は、受注者から工期延長願の提出を受けたときは、速やかに意見を付して主管課長等にこれを報告しなければならない。

(上司への報告)

第32条 主管課長等は、第18条、第21条、第22条、第24条、第25条、第29条及び第30条の規定による報告を受けた事項又は監督上特に重要な事項については、意見を付して当該工事を所掌する上司にこれを報告しなければならない。

## 第5章 工事完成後の処置

(貸与品等の受領)

第33条 監督員は、使用済みの貸与品又は工事の完成若しくは打切り若しくは契約解除によって不要となった支給材料等で返還を受けるべきものがあるときは、受注者からその内容を明らかにした調書を提出させ指定の場所において受領し、必要な処置をとらなければならない。

(工事完成届等の報告)

第34条 監督員は、受注者から既済部分検査願又は完成届の提出を受けたときは、速やかに現場を確認の上受理し、検査に必要な準備をするとともに主管課長等にこれを報告しなければならない。

(工事成績表の作成)

第35条 監督員は、工事完成後速やかに当該工事の受注者の工事成績表を作成し、これを主管課長等に提出しなければならない。

(検査の立会い)

第36条 監督員は、検査員が工事の検査を行う場合には、その場に立ち会わなければならない。

2 監督員は、前項の検査の結果補修又は改造を要する場合においては、その履行を監督し確認の上、速やかに再検査の手続をとらなければならない。

## 第6章 監督業務の委託

(監督業務の委託)

第37条 市長は、地方自治法施行令(昭和22政令第16号)第167条の15第4項の規定により工事の監督業務を委託した場合は、その旨、当該委託を受けた者の氏名又は名称、管理技術者の氏名等を管理技術者等通知書(第4号様式)により、速やかに当該工事の受注者に通知しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により通知した事項を変更した場合について準用する。この場合において、同項中「管理技術者等通知書(第4号様式)」とあるのは、「管理技術者等変更通知書(第5号様式)」と読み替えるものとする。

## 付 則

- 1 この訓令は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に施工中の工事については、なお従前の例による。

付 則(平成17年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月16日訓令第1号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成26年12月26日訓令第18号)

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

付 則(平成28年1月25日訓令第1号)

この訓令は、平成28年2月1日から施行する。



第2号様式その1(第11条関係)

工事監督日誌

工	事	名				
工		期	自	年	月	日
			至	年	月	日
変	更	工	自	年	月	日
		期	至	年	月	日

主任現場監督員 (職氏名)	印
現場監督員 (職氏名)	印



第2号様式その2(第11条関係)

	課(所)長 副参事		主任現場 監督員		現場 監督員		
年 月 日 曜日 天候							
工事の概要							
-----							
-----							
-----							
-----							
確認事項							
-----							
-----							
-----							
-----							
その他の事項							
-----							
-----							
-----							



様

那覇市長

管 理 技 術 者 等 通 知 書

年 月 日付けで契約した次の工事について、監督業務を委託したので、下記のとおり那覇市請負工事監督規程第37条第1項の規定により通知します。

工事名

記

- 1 受託者
- 2 管理技術者等の所属及び氏名

管理技術者	所 属	
	氏 名	
担当技術者 (現場技術員)	所 属	
	氏 名	
担当技術者 (現場技術員)	所 属	
	氏 名	
担当技術者 (現場技術員)	所 属	
	氏 名	

- 3 管理技術者等が実施する業務等

様

那覇市長

管 理 技 術 者 等 変 更 通 知 書

年 月 日付けで契約した次の工事について、年 月 日付けにより通知した管理技術者等  
を変更したので、下記のとおり那覇市請負工事監督規程第 37 条第 2 項の規定により準用する同条第 1 項の規定  
により通知します。

工事名

記

- 1 受託者 新：  
旧：
- 2 管理技術者等の所属及び氏名

管理技術者	新	所 属 氏 名	
	旧	所 属 氏 名	
担当技術者 (現場技術員)	新	所 属 氏 名	
	旧	所 属 氏 名	
担当技術者 (現場技術員)	新	所 属 氏 名	
	旧	所 属 氏 名	
担当技術者 (現場技術員)	新	所 属 氏 名	
	旧	所 属 氏 名	

- 3 管理技術者等が実施する業務等  
新：

旧：